

3月12日に厚生委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

● 総社市新生活交通「雪舟くん」の見直しについて ●

～内容～

1月31日に開催した厚生委員会所管事務調査において、新生活交通「雪舟くん」の見直しについて協議した際に、常盤地区の高梁川までを共通エリアに含めるよう委員から意見があり当局の了承を得ていたが、その後、当局が行ったタクシー業者・タクシー運転手との話し合いにおいて、常盤地区の高梁川までを共通エリアに含めることについては認められなかったことについて報告がなされた。

本会議から付託された案件11件、請願1件、陳情4件、継続審査となっていた陳情1件を審査するため、3月12日に厚生委員会を開催しました。

● 議案第6号 平成23年度総社市一般会計補正予算（第6号）について ●

～内容～

事業費の確定及び確定見込みに伴う補正予算について審査した。

～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

● 議案第7号 平成23年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について ●

～内容～

事業費の確定及び確定見込みに伴う補正予算について審査した。

～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

● 議案第 8 号 平成 23 年度総社市後期高齢者医療
特別会計補正予算（第 2 号）について ●

～内容～

事業費の確定及び確定見込みに伴う補正予算について審査した。

～結果～

特に質疑，討論もなく，全員一致で原案を可決すべきであると決定。

● 議案第 9 号 平成 23 年度総社市介護保険
特別会計補正予算（第 4 号）について ●

～内容～

事業費の確定見込みに伴う補正予算について審査した。

～結果～

次のような審査の結果，原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：歳出 保険給付費 5 施設介護サービス給付費 1,220 万円の減額の理由は何
か。

答：泉地内に建設中の特別養護老人ホームへの入所に関わる経費を見込んでいたが，開設が
年度を越えるということから，利用がなかったため予算が不用であった。

問：居宅介護サービス及び施設介護サービス給付費を受けている人数はどれくらい
か。また，上昇率はどれくらいか。

答：居宅介護サービスは，人数は即答できかねるが，22 年度実績では 5 万 7,688 件，施設
介護は 22 年度実績 4,839 件，概ね 140 人である。

● 議案第 20 号 総社市墓地等の経営の
許可等に関する条例の制定について ●

～内容～

墓地、納骨堂又は火葬場の経営を許可する権限が知事から市長へ移譲されたことにより、
許可等の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を定めようとする本条例の制定について
審査した。

～結果～

次のような審査の結果，原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：個人が墓地を造る場合は 10 年以上前に緩和されており、今回の条例に盛り込まれておらず、関係ないという解釈でいいのか。

答：個人墓地は、面積が 20 m²以内ということになっており、既に平成 19 年度に県から移譲を受けている。今回は集団墓地に係るものである。

● 議案第 21 号 総社市国民健康保険税条例の一部改正について ●

～内容～

国民健康保険事業の健全な運営と負担の公平を図るため、国民健康保険税の税率等の変更を行おうとするための条例の一部改正について審査した。

～結果～

次のような審査の結果、起立多数で原案を可決すべきであると決定。

～討論～

反対

もともと、国民健康保険制度は社会保障の一環として始まったものであるが、国庫補助が減少する中で国保財政が深刻になり、制度そのものが問われる時代になってきた。本市は、資格証^(※)を発行されてなかったり、短期証^(※)についても（発行件数も少なく）県下でも優れた実績を残されているが、ここに至って資格証を発行されたり、短期証（の発行）も増加傾向にある。深刻な国保財政を補填するのは、まず一般会計から繰り入れるべきである。消費税も先々上がるような雲行きでもあり、市民に負担をかけることになる。そのようなことから、値上げそのものに反対する。

(※) 資格証・・・災害や病気などの特別な理由が無いのに、国民健康保険税を 1 年以上滞納している世帯に対して保険者証の代わりに交付される証明書。医療費は本人の全額負担になります。

(※) 短期証・・・国民健康保険税の滞納がある世帯に対して交付される有効期間の短い被保険者証。

● 議案第 22 号 総社市知的障害児通園施設条例の一部改正について ●

～内容～

児童福祉法の一部改正により、障がい児に対する福祉サービスが新体制に移行されることに伴う条例の一部改正について審査した。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：施設の利用者は今までどおり就学前となっているが、相談業務も就学前の児童に限るのか。

答：相談業務については、主に 18 歳未満の児童を対象にしている。

● 議案第 23 号 総社市介護保険条例の一部改正について ●

～内容～

介護保険法施行令の一部改正により、低所得者に配慮した所得階層の設定が可能になったこと及び第 5 期介護保険事業計画の策定に伴い、平成 24 年度から平成 26 年度までの介護保険料の所得段階と保険料率が新たに確定することから条例の一部改正について審査した。

～結果～

次のような審査の結果、起立多数で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：県の介護保険の財政安定化基金を取り崩して値上げを抑制しようとする動きもあるようだがいかがか。

答：県保有の概ね 3 分の 2 と聞いているが、実際に半額のようなものである。総社市は 3 年間に 4,182 万 202 円いただける。これを財源に充て、計画を立てている。

問：今回の改正がなされれば、平成 26 年度までは介護保険事業は難なく行える見込みなのか。

答：計算上では、可能と見込んでいる。もし、何らかのことで給付費が不足した場合は、市の保有する準備基金を取り崩して対応しなければならない場合もあり得る。

問：昼間、家族が皆働きに出て、お年寄りが一人になってしまう。近所のお年寄りたちは皆、介護認定を受けているので定期的に施設へ行って楽しいことをして帰ってくる。自分は元気だから介護認定を受けることができず、行きたいけれど行くことができないので寂しい。自分も保険料を払っているのにサービスは受けれず損しているという感覚を持たれている。また、介護度が 2 より 3 の方が得だというような感覚もある。そのあたりの意識改革と介護予防を強めて介護保険料アップ率を抑えるような方策が必要ではないか。

答：介護保険給付費を抑制するのは介護予防しかないと考えている。お元気なお年寄りの方には百歳体操を初めとする介護予防事業を展開しているが、今年度から新たに 6 法人に地域包括支援センターを委託し機動的に動けるようになるので、連携をとりながら介護予防事業をさらに推進していきたい。

問：本市の介護保険料は県下でどれくらいの水準なのか。

答：第 5 期計画における介護保険料基準月額 4,700 円で、県下では 15 市中安い方から 2 番

目である。

～討論～

反対

介護保険料基準月額、県下では安い方から2番目であることは評価するが、次々に値上げして、先行きがはっきりしない。高齢者にとっては深刻な問題であり、値上げには賛成しかねる。

● 議案第31号 平成24年度総社市国民健康保険特別会計予算について ●

～内容～

平成24年度総社市国民健康保険特別会計予算について審査した。

～結果～

次のような審査の結果、起立多数で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：人間ドック助成金は何人を見込んでいるのか。現状で満足しているのではないか。制度をもっと周知させ、人間ドックで早期発見、早期治療をすれば高額医療にもならない可能性も出てくる。徹底的に制度をPRすべきではないか。

答：年間1,000人分を見込んでいる。現状で満足しているわけではない。人間ドックの需要は伸びているので、さらに案内をしていきたい。

問：ヘルスアップ事業とはどのようなものか。

答：国保の特定検診を受けた中からメタボ該当者を抽出し、受診した年と翌年の2年間保健指導しているが、ヘルスアップ事業はこれらの対象者が、保健指導期間終了後も継続的に運動や食生活などの生活習慣改善に取り組めるよう支援する事業である。

～討論～

反対

国保税の値上げは、被保険者にとっては深刻な問題である。値上げされれば受診の抑制につながり、重度化を招きかねない。国保税の値上げを行う条例の改正を前提とし予算には反対である。

● 議案第32号 平成24年度総社市後期高齢者医療特別会計予算につて ●

～内容～

平成24年度総社市後期高齢者医療特別会計予算について審査した。

～結果～

特に質疑，討論もなく，全員一致で原案を可決すべきであると決定。

● 議案第 33 号 平成 24 年度総社市介護保険特別会計予算について ●

～内容～

平成 24 年度総社市介護保険特別会計予算について審査した。

～結果～

次のような審査の結果，起立多数で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：高齢者把握事業委託料について詳しく説明してほしい。
答：介護認定を受けていない方（特定高齢者）を調査し、その内、介護認定されそうな方に対して認定に至らないよう予防するために必要な事業、施策を行うものであり、6 法人に委託する。
問：孤立死の問題が取り上げられているが、そうしたリスクのある世帯の安否確認は誰が行うのか。水道料金が未納になっているとか、新聞配達の人から新聞がたまっているという連絡をするというような事業を行っている所もある。いろいろなところから地域を守っていく必要があるのではないか。
答：独居老人、老老介護といった世帯を見つけ出すこともケアシステムの中の一環であり、民生委員、近所の人、地域包括支援センターと一緒に取り組む。さらに、地域の声を大切に事業を推進していきたい。
問：他市において 80 歳代と 60 歳の親子が暮らしている世帯での孤立死があった。その市では、行政が「80 歳代の一人暮らしならばすぐに対応したと思うが 60 歳の方と一緒にいたのですぐには行かなかった。」とコメントしていたが、本市でそのようなケースに対してどのように考えているのか。
答：地域の声を大切にすることが一番だと思う。

～討論～

反対

介護保険があって、介護事業や高齢者の日常的な生活も守られており、さらに充実、発展させなければならないことは明らかであるが、高齢者の負担が増えるということで反対である。

■ 請願第1号 人権侵害救済法案に反対する意見書提出についての請願書 ■

～請願内容～

「人権侵害救済法」の国会提出に反対する意見書の提出を求める。

～結果～

請願の趣旨は理解できるが、法案の内容がまだ明確でないため**継続審査**することとした。

■ 陳情第2号「障害者総合福祉法」（仮称） 制定に関する意見書の提出に関する陳情書 ■

～陳情内容～

- 1 2011年8月30日に55名の全委員一致でまとめられた障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言～新法制定を目指して～」を尊重し、障害者総合福祉法を制定してください。
- 2 障害者総合福祉法において、障害者の自立した地域生活が可能となる、質的・量的に充実した障害福祉施策の提供体制を確立してください。
- 3 障害者総合福祉法制定にあたり、障害者福祉制度を充実させるため地方自治体の財源を十分確保してください。

上記事項について、国に対して意見書の提出を求める。

～結果～

全員一致で**採択**すべきであると決定いたしました。

■ 陳情第3号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める陳情書 ■

～陳情内容～

年金受給資格期間25年の10年への短縮を早急に法案化することを求める意見書を採択し、関係各機関に提出する。

～結果～

期間の短縮は必要であるが、現状では財源確保が困難であり、国の動向を見守る必要があるため**継続審査**することとした。

■ 陳情第4号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情書 ■

～陳情内容～

財源を消費税に求めない最低保障年金制度の1日も早い実現を求める意見書を採択し、関係各機関に提出する。

～結果～

国の動向を見守る必要があるため、**継続審査**することとした。

■ 陳情第5号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すとともに、物価指数による年金引き下げを行わないことを求める陳情書 ■

～陳情内容～

年金引き下げ0.4%をもとに戻すとともに、物価指数低下による年金引き下げをしないことを求める意見書を採択し、関係各機関に提出する。

～結果～

物価指数による変動はあるべき姿であるということから、起立採決の結果**不採択**とした。

■ 平成23年陳情第2号 安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書 ■

～平成23年12月議会において継続審査となっていたものです。～

～陳情内容～

- 1 看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。
 - 2 医療・社会保障予算を増やし、医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。
 - 3 国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
- 上記事項について、国に対して意見書の提出を求める。

～結果～

医療の充実や処遇改善は必要だと思うが、具体的に示されている内容が現実には程遠い内容であることから、起立採決の結果**不採択**とすべきであると決定いたしました。

● 総社市新生活交通の運行に関する条例の一部改正について ●

～内容～

1月31日に行った所管事務調査において、「今後必要に応じて毎年度見直しを行うこととする」よう議会から条例の一部改正の議案を提出することとしたため、委員長から示された改正案について調査した。

～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で原案を可決すべきであると決定。